

## 見 積 条 件 書

(  新 規  変 更 : 次 )

下記条件にて見積をお願いします。(見積書(鑑)は「2026.4.1改訂(現業統一様式)」を使用のこと)

## 【個別条件事項】

工 号	工 事 名	
全 体 工 期	年 月 日 ~ 年 月 日	当 該 工 種 工 期
工事を施工しない日の定め	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り →	
工事を施工しない時間帯の定め	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り →	
工 事 場 所	工 種	
現場説明・図渡	日 時	年 月 日 : ~ : 場 所
提 示 する 図 面 等	<input type="checkbox"/> 特記仕様書 <input type="checkbox"/> 数量調査 ( ) <input type="checkbox"/> 設計図 ( ) <input type="checkbox"/> その他資料 ( )	
工 場 検 査	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り (検査内容: )	
一 般 条 件	1.	前渡金 <input type="checkbox"/> 対象工事 <input type="checkbox"/> 対象外工事 (発注者から本間組が前渡金を受領する場合は、前渡金対象工事)
	2.	支払条件 毎月末日締切翌月 末日支払 現金 % でんさい(手形) % (でんさい(手形)サイト 日)) 請負代金の支払に関して発生する諸費用(振込手数料、でんさい事務手数料等)は貴社負担
	3.	支給資材 <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り ( )
	4.	搬入条件 道路幅員 ( m) 搬入時間 <input type="checkbox"/> 制限無し <input type="checkbox"/> 昼 <input type="checkbox"/> 夜 ( 時 分 ~ 時 分 ) 運搬車待機場所 <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り ( ) 誘導員 <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り 【費用負担】 <input type="checkbox"/> 当社 <input type="checkbox"/> 貴社
	5.	貸与機械・機材 機械(材)名 <input type="checkbox"/> クレーン <input type="checkbox"/> レッカー <input type="checkbox"/> その他 ( ) 運転手 <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り
	6.	事務所・休憩所 【費用負担】 <input type="checkbox"/> 当社 <input type="checkbox"/> 貴社 ( )
	7.	工事電力 <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り 【費用負担】 <input type="checkbox"/> 当社 <input type="checkbox"/> 貴社
	8.	工事用水 <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り 【費用負担】 <input type="checkbox"/> 当社 <input type="checkbox"/> 貴社
	9.	駐車場 <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り 【費用負担】 <input type="checkbox"/> 当社 <input type="checkbox"/> 貴社
	10.	建設リサイクル法 <input type="checkbox"/> 対象外工事 <input type="checkbox"/> 対象工事 (当該下請工事が建設リサイクル法の対象となるか否か )
	11.	産業廃棄物処理 【費用負担】 <input type="checkbox"/> 当社 <input type="checkbox"/> 貴社
	12.	労災保険料 【費用負担】 <input type="checkbox"/> 当社 <input type="checkbox"/> 貴社
	13.	上積保険(労働災害法定外補償)制度への加入 料率は外注契約額(税別)の0.45/1000とし、10円未満の端数は切上げる。但し、契約が50万円未満の場合は230円とする。 保険料は1回目の工事代金支払金額から控除する。尚、貴社にて十分な補償制度を有している場合には申し出て下さい。
	14.	「労務費見積り尊重宣言」に基づき労務費(労務賃金)及び法定福利費を内訳明示した見積書を提出すること。
	15.	社会保険未加入者と下請契約を締結せず、再下請負人以降にもこれを徹底させること。
貴社実施項目	1.	施工管理 <input type="checkbox"/> 施工測量 <input type="checkbox"/> 遣方 <input type="checkbox"/> 作業後の片づけ(一斉清掃含む) <input type="checkbox"/> 工事写真の提出 <input type="checkbox"/> 施工計画書(要領書)の提出 <input type="checkbox"/> 検査(測)立会・補助 <input type="checkbox"/> 自主検査記録の提出 <input type="checkbox"/> 施工報告書の提出 <input type="checkbox"/> 当社製品検査の受入
	2.	【安全仮設】 <input type="checkbox"/> 足場・通路設置 <input type="checkbox"/> 安全ネット手摺階段設置 <input type="checkbox"/> 立入禁止措置材設置撤去 <input type="checkbox"/> 安全看板設置 【安全装備】 <input type="checkbox"/> 安全保護具装備 【安全教育その他】 <input type="checkbox"/> 新規入場者教育受講 <input type="checkbox"/> 送出し教育実施 <input type="checkbox"/> 協力会社パトロール <input type="checkbox"/> 安全衛生協議会参加 <input type="checkbox"/> 安全教育訓練参加 <input type="checkbox"/> リスクを低減した手順書の作成 <input type="checkbox"/> 技能有資格者の配置 <input type="checkbox"/> 健康診断受診 <input type="checkbox"/> 熱中症等疾病対策 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	3.	施工機械 <input type="checkbox"/> 低騒音・低振動建設機械の使用 <input type="checkbox"/> 排出ガス対策型建設機械の使用
	4.	再下請け <input type="checkbox"/> 再下請けに外注する場合は契約書を提出する <input type="checkbox"/> 再下請けの支払について労務費相当額は現金払い、手形期間は60日以内とする
	5.	社会保険 <input type="checkbox"/> 社会保険(健康保険、厚生年金保険、雇用保険)加入状況の報告
	6.	建設キャリアアップシステム <input type="checkbox"/> 事業者登録・技能者登録をしていること。登録していない場合は速やかに登録手続きを行うこと
要員の適格性	<input type="checkbox"/> 有 → <input type="checkbox"/> 鉄筋圧接 <input type="checkbox"/> 鉄骨溶接 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
要求の有無	<input type="checkbox"/> 無 →	
特 記 事 項		
見 積 書 の 提 出 期 限	年 月 日	予定価格が500万未満(税込)の見積期間 : 中1日以上 予定価格が5,000万未満(税込)の見積期間 : 中10日以上 予定価格が5,000万以上(税込)の見積期間 : 中15日以上 ※500万以上でやむを得ない時には、5日以内に限り短縮することができる。

上記の【個別条件事項】及び「工事下請契約約款(第12版)」を確認の上、御見積いたします。

※本書に掲げる条項は当社「工事下請契約約款(第12版)」のうち見積検討に関連する部分を抜粋したものです。契約条件は、契約締結時に添付する約款全文が優先されます。

## 「工事下請契約約款(第12版)」(抜粋)

(支給材料及び貸与品)

第14条 元請負人から下請負人への支給材料及び貸与品の品名、数量、品質、規格、性能、引渡し場所、引渡し時期、返還場所又は返還時期は、設計図書に定めるところによる。

第2 工程の変更により引渡し時期及び返還時期を変更する必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して、これを変更する。この場合において、必要があると認められるときは、工期又は請負代金額を変更する。

第3 監督員は、支給材料及び貸与品を、下請負人の立会いの上検査して引き渡す。この場合において、下請負人は、その品質、規格又は性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないとき、遅滞なくその旨を書面をもって元請負人又は監督員に通知する。

第4 元請負人は、下請負人から前項後段の規定による通知(監督員に対する通知を含む。)を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書で定める品質、規格若しくは性能を有する他の支給材料若しくは貸与品を引渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品質、規格等の変更を行うことができる。この場合において、必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して、工期又は請負代金額を変更する。

第5 下請負人は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって、使用及び保管し、下請負人の故意又は過失によって支給材料又は貸与品が滅失若しくは損し、又はその返還が不可能となったときは、元請負人の指定した期間内に原状に復し、若しくは代品を納め、又はその損害を賠償する。

第6 下請負人は、引渡しを受けた支給材料又は貸与品の種類、品質又は数量に關してこの契約の内容に適合しないもの(第3項の検査により発見することが困難であったものに限る。)であり、使用に適当でないとき、遅滞なく監督員にその旨を通知する。この場合においては、第4項の規定を準用する。

(設計図書不適合の場合の改造義務)

第15条 下請負人は、工事の施工が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、これに従う。ただし、その不適合が作業所長の指示による等元請負人の責めに帰すべき理由によるときは、改造に要する費用は元請負人が負担する。この場合において、必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して、工期を変更する。

(条件変更等)

第16条 下請負人は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに書面をもってその旨を監督員に通知し、その確認を求める。

一 設計図書と工事現場の状態とが一致しないこと。

二 設計図書の表示が明確でないこと(図面と仕様書が交互符合しないこと及び設計図書に誤謬又は脱漏があることを含む。)

三 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違すること。

四 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。

第2 監督員は、前項の確認を求められたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、その結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、その指示を含む。)を書面をもって下請負人に通知する。

第3 第1項各号に掲げる事実が元請負人と下請負人との間において確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書を訂正し、又は工事内容、工期若しくは請負代金額を変更する。この場合において、工期又は請負代金額の変更については、元請負人と下請負人とが協議して定める。

(著しく短い工期の禁止)

第17条 元請負人は、工期の変更をすときは、変更後の工期を建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間としてはならない。

(工事の変更及び中止等)

第18条 元請負人は、必要があると認めるときは、書面をもって下請負人に通知し、工事内容を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して、工期又は請負代金額を変更する。

第2 工事用地等の確保ができない等のため又は天災その他の不可抗力により工事事務等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、下請負人が工事を施工できないと認められるときは、元請負人は、工事の全部又は一部の施工を中止させる。この場合において、必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して、工期他又は請負代金額を変更する。

第3 元請負人は、前二項の場合において、下請負人が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは作業員、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一部中止に伴う増加費用を必要とし、又は下請負人に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、又はその損害を賠償する。この場合における負担額又は賠償額は、元請負人と下請負人とが協議して定める。

(下請負人の請求による工期の延長)

第19条 下請負人は、建設業法第20条の2第2項に規定する主要な資材の供給の著しい減少その他の工期に影響を及ぼす事象の発生、天候の不良等その責めに帰することができない理由その他の正当な理由により工期内に工事を完成することができないときは、元請負人に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって工期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、元請負人と下請負人とが協議して定める。

第2 前項の規定により工期を延長する場合において、必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して請負代金額を変更する。

(一般的損害)

第24条 工事事務物の引渡し前に、工事事務物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に關して生じた損害(この契約において別に定める損害を除く。)は、下請負人の負担とする。ただし、その損害のうち元請負人の責めに帰すべき理由により生じたものについては、元請負人がこれを負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第25条 この工事の施工について第三者(この工事に關する他の工事の請負人等を含む。以下この条において同じ。)に損害を及ぼしたときは、下請負人がその損害を負担する。ただし、その損害のうち元請負人の責めに帰すべき理由により生じたもの及び工事の施工に伴い通常避けることができない事象により生じたものについては、この限りでない。

第2 前項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、元請負人及び下請負人が協力してその処理解決に当たる。

(天災その他不可抗力による損害)

第26条 天災その他不可抗力によって、工事の出来形部分、現場の工事仮設物、現場搬入済の工事材料又は建設機械器具(いずれも元請負人が確認したものに限る。)に損害を生じたときは、下請負人が善良な管理者の注意を怠つたことに基づく部分を除き、元請負人がこれを負担する。

第2 損害額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、元請負人と下請負人とが協議して定める。

一 工事の出来形部分に關する損害  
損害を受けた出来形部分に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に關する損害  
損害を受けた工事材料に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 工事仮設物又は建設機械器具に關する損害  
損害を受けた工事仮設物又は建設機械器具について、この工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における出来形部分に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

第3 第1項の規定により、元請負人が損害を負担する場合において、保険その他損害をてん補するものがあるときは、その額を損害額から控除する。

第4 天災その他の不可抗力によって生じた損害の取片付けに要する費用は、元請負人がこれを負担する。この場合における負担額は、元請負人と下請負人とが協議して定める。

(請負代金の支払方法及び時期)

第30条 この契約に基づく請負代金の支払方法及び時期については、契約書の定めるところによる。

第31条 元請負人は、契約書の定めにかかわらず、やむを得ない場合には、下請負人の同意を得て請負代金の支払いの時期又は支払方法を変更することができる。

第3 前項の場合において、元請負人は下請負人が負担した費用又は下請負人が被った損害を賠償する。

(前金払)

第31条 下請負人は、契約書の定めるところにより元請負人に対して請負代金についての前払を請求することができる。

(部分払)

第32条 下請負人は、出来形部分並びに工事現場に搬入した工事材料及び製造工場等にある工場製品(監督員の検査に合格したものに限る。)に相応する請負代金相当額について、契約書の定めるところにより、その部分払を請求することができる。

第2 下請負人は部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、その請求に係る工事の出来形部分、工事現場に搬入した工事材料又は製造工場等にある工場製品の確認を求める。この場合において、元請負人は、その確認を行い、その結果を下請負人に通知する。

第3 元請負人は、第1項の規定による請求を受けたときは、契約書の定めるところにより部分払を行う。

第4 前払金の支払いを受けている場合においては、第1項の請求額は請負代金相当額から受領済前払金額を控除した額とする。

第5 第3項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とし、前項中「請負代金相当額から受領済前払金額を控除した額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とする。

(引渡し時の支払い)

第33条 下請負人は、第27条(検査及び引渡し)第2項の検査に合格したときは、引渡しと同時に書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

第2 元請負人は、前項の規定による請求を受けたときは、契約書の定めるところにより、請負代金を支払う。

(契約不適合責任)

第35条 元請負人は、引き渡された工事事務物の種類又は品質に關して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、下請負人に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、元請負人は履行の追完を請求することができない。

第2 前項の場合において、下請負人は、元請負人に不相当な負担を課するものではないときは、元請負人が請求した方法及び異なる方法による履行の追完をすることができる。

第3 第1項の場合において、元請負人が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、元請負人は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 下請負人が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 工事事務物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、下請負人が履行の追完をしないのでその時期を経過したとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、元請負人がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(元請負人の損害賠償請求等)

第45条 元請負人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして下請負人の責めに帰することのできない事由によるものであるときは、この限りでない。

一 下請負人が工期内に工事を完成することができないとき(第20条の規定により工期を変更したときを含む。)

二 この工事事務物に契約不適合があるとき。

三 第37条又は第38条の規定により、この契約が解除されたとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、下請負人が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

第2 前項の場合において、賠償額は、元請負人と下請負人とが協議して定める。ただし、同項第一号の場合においては請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ年3パーセントの割合で計算した額とする。

第3 下請負人は、第37条、第38条その他下請負人の責めに帰すべき事由によりこの契約が解除された場合(下請負人の破産管財人その他の管財人又は再生債務者等による解除は、これに該当する場合とみなす)、元請負人に対して、請負代金の10分の1に相当する額を違約金として元請負人の指定する期間内に支払うものとする。なお、元請負人が被った損害額が違約金の額を超える場合は、その超過額についても賠償するものとし、元請負人は下請負人に対し、損害賠償をしない。

第4 下請負人の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合において、工期経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、元請負人は、下請負人から第2項に定める賠償額を徴収の上工期を延長することができる。

第5 前項の場合において、延長する工期は元請負人と下請負人とが協議して定める。

(紛争の解決)

第48条 この約款の各条項において元請負人と下請負人とが協議して定めるものにつき協議が整わない場合その他の契約に關して元請負人と下請負人との間に紛争を生じた場合には、建設業法による建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停により解決を図る。

第2 元請負人及び下請負人は、前項のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、同項の規定に関わらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。